

【政策チェックアップの概要】（国土交通省の基本的な評価方式の一つ（政策評価法に基づく事後評価））

- ・ 国土交通省の主要な行政目的に係る政策に関して横断的・体系的に整理した13の政策目標を設定
- ・ 政策を実現するための具体的な44の施策目標を設定し、施策目標の達成度を適切に表す指標として116の業績指標（細分類ベースでは188の指標）を設定
- ・ 国土交通省の施策目標及び業績指標について、前年度（令和6年度）の実績値等により評価を行い、評価結果を踏まえて、課題の特定と今後の取組の方向性を整理

1. 業績指標

施策目標の達成度合いを表す指標
具体的な数値で設定

	R6年度	R4年度	R2年度
A評価	98件 (52.1%)	105件 (55.9%)	112件 (57.1%)
B評価	87件 (46.3%)	73件 (38.8%)	84件 (42.9%)
N評価	3件 (1.6%)	10件 (5.3%)	0件 (0%)

A評価（実績値が目標達成に向けた成果を示す）
B評価（実績値が目標達成に向けた成果を示さず）
N評価（実績値が得られず判断できない）

※令和6年度の評価は、最新実績値の更新等により今後変更の可能性
がある。

※基準年度以降の実績値が出ていない場合に限り、N評価とした。

2. 施策目標

政策を実現するための具体的な施策に関する目標

評価区分	R6年度	R4年度	R2年度
①目標超過達成	1件 (2.3%)	1件 (2.3%)	0件 (0%)
②目標達成	11件 (25.0%)	9件 (20.5%)	14件 (31.8%)
③相当程度進展あり	16件 (36.4%)	15件 (34.1%)	21件 (47.7%)
④進展が大きくない	15件 (34.1%)	18件 (40.9%)	9件 (20.5%)
⑤目標に向かっていない	1件 (2.3%)	1件 (2.3%)	0件 (0%)

※令和6年度の評価区分は、最新実績値の更新等により今後変更の可能性
がある。

- 業績指標の評価では、前回評価時(R4年度)に比べてA評価の減少(105件→98件)が見込まれる。
また、令和6年度が目標年度である業績指標6件のうち、4件は最終目標値を達成又は達成する見込みとなっている。
- 施策目標の評価では、評価区分の分布は前回評価時と概ね同様となる見込みであるものの、「①目標超過達成」となるものや「②目標達成」の増加(9件→11件)が見込まれるなど、各施策において進展が見られる評価結果となることが想定される。

○ 特に「活力」「横断的な政策課題」分野において、複数の施策目標で前回から評価結果の改善が見込まれる。中でも、観光、不動産市場や建設市場の整備、国際協力・連携等の推進に関する施策目標ではA評価の件数が増加する見込み。

○ 関連指標の動向は外部要因の影響を受ける場合があり、特に今回のとりまとめ状況においては、主に以下の要因が影響を与えていると考えられる。

＜プラス影響＞

- ・新型コロナウイルス感染症収束後の訪日外国人旅行者数、公共交通機関の利用者数等の増加や、経済活動の活発化
- ・地価、不動産価格の上昇

＜マイナス影響＞

- ・物価高騰による資機材等の価格高騰
- ・建設業界や運送業界における人手不足、人件費の上昇

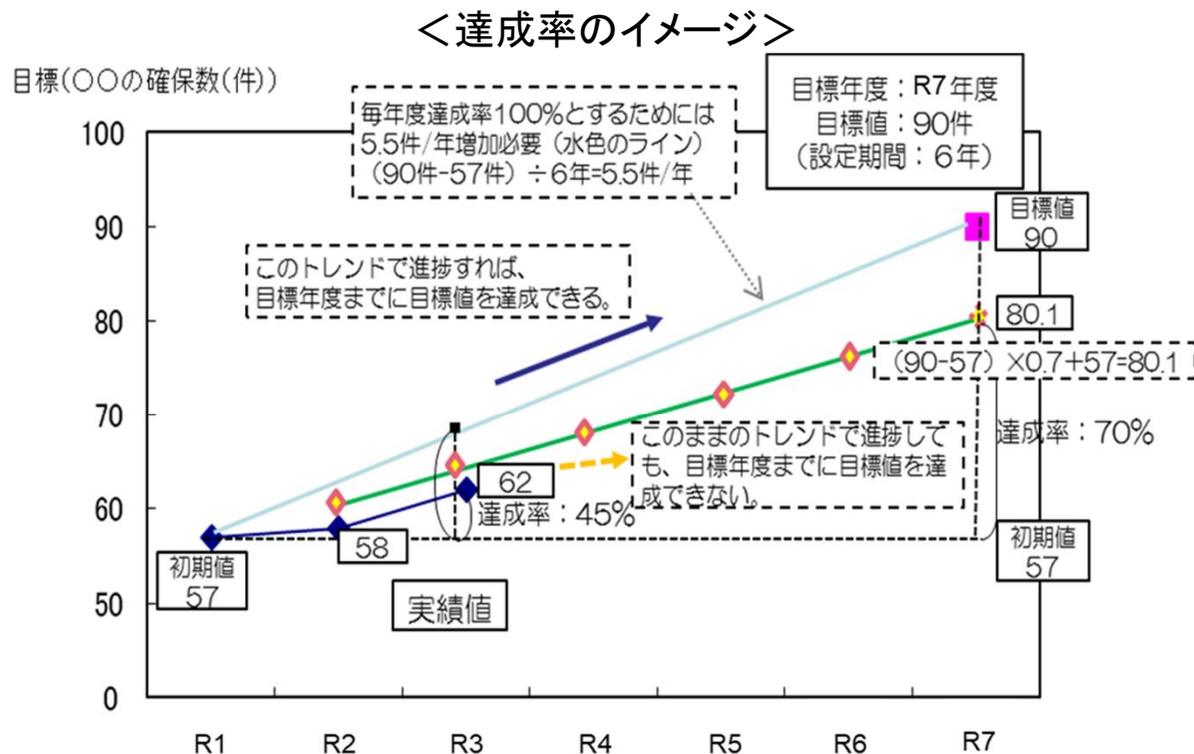
評価は、「A」、「B」、「N」のいずれかとする。

- A 業績指標の実績値は目標達成に向けた成果を示している。(目標年度では、目標を達成している。)
- B 業績指標の実績値は目標達成に向けた成果を示していない。(目標年度では、目標を達成していない。)
- N 判断できない。

※ 実績値が「目標達成に向けた成果を示している」との判定は、達成率^(注)が100%以上であるかを目安として行う。ただし、達成率が70%以上100%未満の指標についても、事務事業の取組や直近の実績値の推移等の分析結果により、目標年度における目標の達成が相当程度見込まれることを合理的に説明できる場合には、実績値が「目標達成に向けた成果を示している」と判定する。

(注) 達成率とは、初期値を基準として評価年度における目標値を100%とした場合の当該年度における達成度合いとする(達成率の考え方に準じない指標についてはこの限りではない)。

※ 事故の発生件数など、目標値を「0」に設定している指標であって、一般的に実績値が「0」になることが期待される指標については、直近2年間の実績値が1件でもあれば「B」とする。



各施策目標に含まれる業績指標の評価結果を踏まえ、施策目標の総合的な評価結果について、「①目標超過達成」、「②目標達成」、「③相当程度進展あり」、「④進展が大きくない」又は「⑤目標に向かっていない」のいずれかの表現を用いて記載する。

5段階評価を実施するに当たっては、以下を目安に、総合的な判断を行う。

評価区分	施策目標の評価の目安
①目標超過達成	<u>全ての業績指標で目標が達成され、かつ、業績指標の主要なもの(主要業績指標)が目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの</u> (「目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの」とは、 <u>達成率150%以上</u> など顕著な進展が認められることを目安とする)
②目標達成	<u>全ての業績指標で目標が達成され、かつ、主要業績指標が目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの</u> (「目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの」とは、 <u>達成率150%未満</u> を目安とする)
③相当程度進展あり	<u>一部又は全部の業績指標で目標が達成されなかったが、主要業績指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの</u> (「おおむね目標に近い実績を示す」とは、 <u>達成率70%以上</u> を目安とし、「相当な期間を要せず」とは、 <u>3年未満</u> を目安とする)
④進展が大きくない	<u>一部又は全部の業績指標で目標が達成されず、主要業績指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの</u> (「目標に近い実績を示さなかった」とは、 <u>達成率70%未満</u> を目安とし、「相当な期間を要した」とは、 <u>3年以上</u> を目安とする)
⑤目標に向かっていない	<u>主要業績指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの</u> (当区分には、 <u>相当な期間を要しても目標を達成できない施策が該当する</u>)